

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から54年3月まで

昭和45年12月に国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間（厚生年金保険被保険者期間も含む）について、国民年金保険料を納付していたはずである。46年9月から49年12月までは還付と記録されているが、還付された記憶も無い。申立期間を国民年金保険料の納付済み期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、国民年金被保険者台帳、国民年金保険料現金納入者一覧表及び国民年金保険料還付整理簿の記録から、昭和45年12月から49年12月までの間、49か月分の保険料が納付済みとなっていたところ、46年9月16日から49年1月11日までの期間及び49年4月10日から51年6月21日までの期間が厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間のうち、46年9月から49年12月までの保険料40か月分2万5,200円が50年4月4日に還付された記録が確認できる。

しかし、前述の還付された国民年金保険料には、申立人が厚生年金保険被保険者資格の無かった昭和49年1月から同年3月まで（国民年金強制加入期間）の保険料も含まれており、当該期間の納付済み保険料が還付されなければならない合理的な理由は見当たらず、この3か月分の保険料は誤還付と考えられる。

一方、前述の3か月分を除いた昭和46年9月から48年12月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料の還付については不自然な点は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 54 年 3 月までについては、申立人は、50 年 1 月から 51 年 5 月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、当該被保険者資格喪失後の同年 6 月から 54 年 3 月までは国民年金に未加入となっており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が、申立期間のうち、50 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月
申立期間については、父が同居していた私と兄の加入手続・納付をしてくれた。私の年金だけ1か月未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、「父が、同居していた私と兄の国民年金加入手続と保険料の納付をしてくれた。」と申述しているところ、申立人及び当時申立人と同居していた兄夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和36年3月16日に連番で払い出されていることが確認できる。

また、父が共に納付していたとする兄夫婦の申立期間についての保険料が納付されているにもかかわらず、申立人のみ申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、組の人が集金に来ていたことを記憶しているところ、申立人の申立期間当時の居住地であるA市では、納付組織による保険料収納が行われていたことが「B県国民年金のあゆみ」により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

母親が、国民年金の加入手続をしてくれて、平成3年4月から学校を卒業する5年3月まで、毎月納付してくれていた。それにもかかわらず、申立期間の1か月分が未納になっているのは納付できない。申立期間は納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、A県B市（現在は、C市）において、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付してくれていたと主張しており、3年4月から5年2月までの保険料については、同市での納付が確認できる。

しかしながら、平成5年2月の国民年金保険料は、同年4月26日に納付されており、申立人の母親は、現年度納付が可能である同月中に3月分の保険料を納付した記憶が無い上、A県B市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人は、平成5年3月31日にA県B市からD市に住所を異動した際に、国民年金に係る住所変更の手続を適正に実施しているところ、申立人に対して、6年6月に申立期間の過年度納付書が作成され、5年3月分の未納保険料の催告が行われた記録があることから、6年6月時点では、申立期間は未納であったことがうかがえる。

さらにD市で、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 20 日から 40 年 3 月 16 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受け取っているという記録になっているが、受給したかどうかよく分からないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「○脱」の押印があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 7 月 9 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の受給に関する記憶は曖昧で、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間が、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の被保険者期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号で管理されていることが確認できる上、当該未請求期間は暦日にしてわずか 20 日間ほどであったため、申立人自身が厚生年金保険の被保険者期間であったとの認識を欠いていたことなどから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

山梨厚生年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日

結婚のためA社を退職し、昭和 45 年 3 月にBに引っ越して同年 4 月に結婚した。脱退手当金を受給した覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱表示があり、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 21 日から 30 年 5 月 24 日まで
② 昭和 30 年 6 月 24 日から 31 年 5 月 26 日まで
③ 昭和 31 年 6 月 26 日から同年 11 月 9 日まで

私の年金記録には、脱退手当金支給済み期間があると年金事務所で言われた。当時のことははっきりしないが、脱退手当金を受け取っていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金記録について、国が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、給付種類「脱退手当金」、年金証書記号番号「*」、資格期間「53」、平均標準報酬月額「3,433」、支給金額「4,121」、支給（開始）年月日「32.6.12」と記載されており、申立期間の脱退手当金は支給対象月数及び支給額に計算上の誤りは無く、退職日の7か月後に支給開始となっているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 5 月 19 日から同年 7 月 29 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 2 日から 43 年 11 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 2 月 27 日まで
⑤ 昭和 44 年 8 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで

脱退手当金を受給した記憶は無く、当時、脱退手当金を請求しなければならぬような生活上の理由も全く思い当たらないので、申立期間の脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金支給報告書には申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である 5 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 48 年 4 月 1 日

昭和 48 年 3 月に結婚のため会社を退職した。当時、年金が話題に出ることは無く、よく知らなかった。支給日は、結婚式の翌日でそのまま新婚旅行に出かけたため、不在であった。受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱表示がある上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。